

令和7年12月5日

第6回片品村議会会議録

利根郡片品村

令和7年第6回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和7年12月5日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第51号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第53号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 9 議案第54号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第55号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 日程第11 議案第56号 令和7年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第57号 令和7年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第58号 令和7年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第59号 令和7年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問

- 日程第 6 議案第 5 1 号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第 5 3 号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 9 議案第 5 4 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 10 議案第 5 5 号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 日程第 11 議案第 5 6 号 令和 7 年度片品村一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 12 議案第 5 7 号 令和 7 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 13 議案第 5 8 号 令和 7 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 14 議案第 5 9 号 令和 7 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- （日程第 11 から日程第 14 まで一括上程）

会議録 1 号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
令和 7 年 1 2 月 5 日		
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	小林 政彦	(出席)
第 2 番	小柳 紀一	(出席)
第 3 番	萩原 和典	(出席)
第 4 番	高山 悦夫	(出席)
第 5 番	狩野 孝夫	(出席)
第 6 番	北澤 佳子	(出席)
第 7 番	星野 吉弥	(出席)
第 8 番	千明 勉	(出席)
第 9 番	後藤 眞平	(出席)
第 1 0 番	萩原 正信	(出席)
第 1 1 番	星野 栄二	(出席)
第 1 2 番	飯塚 美明	(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	萩 原 明 富
総 務 課 長	大 竹 篤 保
住 民 課 長	須 藤 錦 作
保 健 福 祉 課 長	鎚 木 勲
農 林 建 設 課 長	戸 丸 幸 生
むらづくり観光課長	星 野 一 忠
教育委員会事務局長	萩 原 一 彰
会 計 管 理 者	深 見 ま み

事務局職員出席者

事 務 局 長	小 林 由 里
主 査	狩 野 真 里 恵

議長（高山悦夫君） ただいまから、令和7年第6回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時08分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高山悦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 萩原和典君及び5番 狩野孝夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高山悦夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月12日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（高山悦夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。
次に、議員派遣の件を報告します。お手元に配付してあります議員派遣報告書のとおり報告します。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員長視察報告

議長（高山悦夫君） 日程第4、常任委員長視察報告の件を議題とします。
本件について、産業民教常任委員長の報告を求めます。
産業民教常任委員長 小林政彦君。

産業民教常任委員長（小林政彦君） 産業民教常任委員長。

議長（高山悦夫君） 産業民教常任委員長。

（産業民教常任委員長 登壇）

産業民教常任委員長（小林政彦君） 今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、令和7年11月6日から7日までの2日間です。視察の場所は、石川県七尾市及び金沢市、視察の目的は、1、七尾市災害プログラムについて、2、石川県立図書館についてです。

次に、視察の概要ですが、まず七尾市災害プログラムについてです。

七尾市は、石川県能登半島中央部に位置し、富山湾、七尾湾に面し、能登島を含む面積318.39キロ平方メートルで、年間を通じて降水量が多い地域です。今回のプログラムでは、その七尾市の中でも七尾湾を塞ぐように位置する能登島を訪問し、令和6年能登半島地震の被害状況や復興の現状について学びました。

能登島は、面積46.78キロメートル、周囲長71.9キロメートル、島内20町、人口約2,300人、900世帯で漁業と観光業が主な産業です。和倉温泉や七尾街中方面につながる能登島大橋と奥能登方面につながるツイングリッジとの2本の橋により本土とつながっております。

2004年の市町村合併により七尾市となり、能登半島国定公園にも含まれております。2024年1月1日、16時10分の能登半島地震により、能登島では震度6強を観測しました。特に東側の被害が大きく、築50年以上の木造住宅を中心に、1階部分が潰れ、2階が残る倒壊が多く見られました。専門家によれば、これは「震度7と同程度の建物被害」と評価される倒れ方だそうです。中心部は軽微な被害でしたが半壊、準半壊等が多くあり、被害の大きいところと少ないところがあったようです。

また、地形変化の影響も大きく、輪島市が約4メートル隆起したのに対し、七尾市は逆に約30センチ沈降しました。その結果、道路ではマンホールが突き出し、車が通行できず徒歩での移動を強いられる場所も多くありました。

震災直後、能登島ではインフラが広範囲で寸断されました。水道、電気が使えなくなり、水道が使えるようになったのは3月末、電気が使えるようになったのは4日から1週間程度、電波塔は無事だったものの充電が切れ、2日目の明け方以降、通信手段がない状態だったそうです。

さらに、発災直後はツイングリッジに大きな亀裂が入り通行止め、能登島大橋も安全が確認できず、初期には「島が孤立した」との情報が飛び交いました。後に一部の車両が通行したという話もありましたが、参加者の中には、「情報が錯綜し、何が正しいのか分からない不安を地元の方々は強く感じた」という感想も聞かれました。

現在、家屋の公費解体は進んでいますが、更地のまま残る場所が多く、新築に踏み切れない住民が多いということを伺いました。

また、道路は陥没と補修を繰り返す状態で、沈降した七尾市では水道管・下水道管の恒久復旧が依然困難であるとの説明も受けました。参加者からは「地震の被害が建物だけではなく地面そのものに及ぶと復旧がいかに難しくなるか痛感した」との声が聞かれました。

2番、石川県立図書館についてです。

石川県立図書館、愛称百万石ビブリオバウムは、金沢市小立野に位置する県立図書館で、2022年7月16日に金沢大学工学部の跡地へ移転し、新館として開館しました。前身は、1912年に開館した「石川県勸業博物館図書室」で、その後1966年に本多町へ移転し、長く県民に親しまれてきました。2022年4月には、管理主体が教育委員会から県知事部局（文化観光スポーツ部）へ移管されています。

新館は地上4階・地下1階、延べ床面積2万2,720平方メートルの大規模施設で、蔵書は約110万冊、そのうち約30万冊を自由に手に取って読むことができます。

閲覧席は約500席あり、館内は「閲覧エリア」「文化交流エリア」「子どもエリア」に分かれています。文化交流エリアと子どもエリアでは飲食が可能で、その他のエリアでも蓋つき飲料の持ち込みが認められています。また、閲覧エリアとサイレントルームを除き、会話や携帯電話の使用も可能で、幅広い世代が利用しやすい空間となっています。

館内には図書検索機・セルフ貸出機・座席予約機をひとつにまとめた「セルフステーション」が各所に設置されており、本の検索から貸出、座席の予約までを利用者自身が行えます。さらに、古書・貴重書・歴史公文書まで含めた蔵書を素早く検索できる「館内コレクション総合検索機」も整備され、県立図書館としての機能が充実していました。

利用カードは、県内在住・在勤・在学者のほか、東海北陸地区（富山・福井・岐阜・愛知・三重）の住民も作成でき、広域的な利用が可能となっております。

最後に、視察の結果ですが、能登半島地震の被災地を視察し、地域により被害の大きさや復旧の進み方が大きく異なることを改めて実感しました。能登島においても復興はまだ途上で、瓦屋根の修繕、使用できなくなった倉庫の撤去、沈降した港の復旧など、多くの作業が今も続いていました。

当村においても、片品川左岸断層があり、いつ有事が起きてもおかしくありません。村には優れた地域防災計画や毎年更新される防災マップがありますが、断水・停電・孤立といった事態を想定し、迅速に復旧・復興へつなげる体制づくりや住民の安心につながる取り組みの検討が必要であると感じました。

また、石川県立図書館を視察して、県外からも利用者が訪れるほど魅力的な施設であることが分かりました。多様な分野の書籍がそろい、食事や散策も楽しめる空間は、1日中過ごすことができる「地域の学びと交流の拠点」として非常に参考になりました。

本村においても、尾瀬・丸沼・白根山・武尊山など片品村の資源に関する書籍や写真・資料を集め、村民だけでなく村外の方々も学べる図書館や交流スペースを整備できれば、地域理解の促進や観光振興にもつながると考えられます。また、片品村について説明でき

る人材が常駐するような施設を道の駅周辺に設けることも、新たな可能性として期待できると感じました。

以上で産業民教常任委員会の行政視察報告を終わります。

議長（高山悦夫君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務観光常任委員長の報告を求めます。

総務観光常任委員長、星野吉弥君。

総務観光常任委員長（星野吉弥君） はい、総務観光常任委員長。

議長（高山悦夫君） 総務観光常任委員長。

（総務観光常任委員長 登壇）

総務観光常任委員長（星野吉弥君） 行政視察報告書。

今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告します。

- 1、視察の期日、令和7年11月20日から21日の2日間。
- 2、視察の場所、長野県高井郡山ノ内町及び北安曇郡小谷村。
- 3、視察の目的、（1）竜王マウンテンリゾートの事業取り組みについて、（2）小谷村の少子高齢化、人口減少、後継者不足等の取り組みについて。
- 4、視察の概要、（1）竜王マウンテンリゾートの事業取り組みについて。

竜王マウンテンリゾートは、創設1961年（昭和36年）と古く、上信越自動車道信州中野インターから16キロのアクセスに位置し、冬季はスキー場、夏季は観光施設として通年で営業しており、グランピング施設11ヶ所やロープウェイを備えるなど、多様な体験が可能なリゾートとなっています。

2024年シーズンの来場者は、冬季21万5,000人、夏季6万6,000人、年間合計28万1,000人規模を誇るリゾート地で、竜王山（1,930m）を利用したスキー場で、世界最大級166人乗りロープウェイ1基とリフト8基を有しています。経営には、当村オグナススキー場を経営委託している日本スキー場開発が携わっており、川場村出身の社員も数名在籍しているとのことでした。視察時には、事業運営や施設管理の体制、地域連携の取り組み状況などについて、具体的かつ丁寧な説明を受けました。

ロープウェイ山頂は1,770mに点在し、北アルプスを一望できる絶景スポットであ

り、特に5～10月の雲海発生率は60%を超えることから、近年、ロープウェイ利用者が大幅に増加しています。これに合わせて、螺旋階段の新設や星空ナイトシネマ、絶景アートカフェ等、新たな企画を積極的に展開し、誘客促進に努めているとの説明を受けました。

(2) 小谷村の少子高齢化、人口減少、後継者不足等の取り組みについて。

小谷村は、長野県の北西部、新潟県との県境に位置し、「中部山岳国立公園」と「妙高戸隠連山国立公園」の二つの国立公園を有する自然豊かな山間地域であり、当村とは観光協定を結んでいる村です。

昭和55年当時の人口は5,085名でしたが、その後人口減少が進行し、令和7年3月現在では2,621名(世帯数1,279世帯)となっています。一方で近年はコロナ禍以降、外国籍の定住者が増加し、令和7年3月時点で人口の約7.2%に当たる188名を占めるまでに至っています。

小谷村では、人口将来像として2040年の目標人口を2,187名に設定し、村当局と議会両輪で北アルプス地域5市町村(大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)と積極的に広域連携を進めています。具体的には、常備消防体制、介護保険、後期高齢者医療保険、福祉施設運営等を行い、共同での行政サービスや事業の実施を通じて地域の発展と住民福祉向上を目指しています。

さらに、地域経済活性化の新たな取り組みとして、地域通貨「アルプスPay」を令和7年より(白馬村、小谷村)2村で導入し、住民サービスの向上及び地域内経済循環の強化が進められているとの説明を受けました。

また、「道の駅小谷/株式会社道の駅おたり」についても、社長より事業内容説明をいただき、同施設は1999年に開業し、国道148号線沿いに位置し、白馬エリア、新潟県境へのアクセスを拠点として機能しています。伺った当日も多くのお客様で賑わっており、施設としては売店(地域物産販売)・レストラン・天然温泉「深山の湯」を備えるなど、多面的なサービスを提供しています。「深山の湯」は70度と35度の2つの源泉を持ち、登山客やスキー利用客の帰路における需要が高いことから、通年型集客として機能しています。また、令和3年9月には、総務省「特定地域づくり事業協同組合制度」を活用し、「おたり地域づくり協同組合」を設立し、小谷村には3つのスキー場があり、冬季にはスタッフを含め2,000人以上の季節労働者が増加するとの説明を受けました。

当村側の事前質問5項目についても、小谷村の中村村長ご自身より村の将来展望を踏まえた回答をいただき、心より感謝を申し上げ小谷村概要とします。

5番、視察の結果。

竜王マウンテンリゾートについては、当村オグナススキー場の経営に携わる日本スキー場株式会社が運営しており、幹部職員の中には川場村出身社員も多いとの説明を受けましたが、職員が積極的に企画アイデアを出し合い、本リゾート運営を盛り上げている姿勢が伺えました。この気持ちをもって、今以上にオグナススキー場や武尊牧場の施設運営に村当局の理解と協力を得ながら、継続的取り組みに邁進していただければと強く感じました。

また、小谷村については、近年入客の伸び悩み・住民の高齢化・後継者不足といった村の課題は当村と類似していますが、地域ぐるみで移住定住促進を進め、新築住宅200万・中古住宅120万の購入費・改修費補助を行い、現在小学校児童約100名のうち移住による児童が36名と少なからず、Iターンにより結果が見え始めています。今後も住宅環境の改善や整備支援を目指すべき方向として進めていくとのことであり、当村住宅支援要綱と比較すると恵まれた条件にあると感じ、今後当村においても、住宅支援制度の在り方について、交付要綱等の見直しの必要性を感じました。

以上で報告を終わります。

議長（高山悦夫君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで常任委員長の報告を終わります。

日程第5 一般質問

議長（高山悦夫君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

7番 星野吉弥君。

7番（星野吉弥君） はい、7番。

議長（高山悦夫君） はい、7番。

（7番 星野吉弥君登壇）

7番（星野吉弥君） 質問に先立ちまして、さきに行われました村長選において3期目の無投票当選、梅澤村長大変おめでとうございませう。今後もお身体ご自愛の上、4年間のご活躍、またご期待申し上げます。

早速ですが、この関係につきましては、4年前の同じ12月にお話をした内容と類似しますが、今回の一般質問について、一般質問をするというのは、自分自身の調査や勉強だけでなく、地域の方々にもいろいろと提言をもらった中の一般質問も内容としてあります。私は、これを一つの肥やしだと思って質問をしますし、また質問を受ける側も、村民や村

にとって必要なことであれば、行動という次につながる、村がよくなる種まきとして、ぜひともいろいろと率先して行動を起こしていただければと思います。質問に移ります。よろしくをお願いします。

(7番 星野吉弥君 質問席に移動)

議長(高山悦夫君) 村長、答弁席へお願いします。

(村長 答弁席に着席)

7番(星野吉弥君) 議長。

議長(高山悦夫君) はい、7番。

7番(星野吉弥君) はい、7番。

早速ですけれども、質問をさせていただきます。

まず、国の交付金、重点地方交付金制度について伺います。

本交付金制度が、高市内閣の誕生に伴い、米クーポン引換券等の施策とともにクローズアップされていますが、当村における令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した実施事業では、片品村民生活応援対策事業のほかにも複数の事業を実施しました。しかし、令和6年度の予算を執行する事業が多かったため繰越し処理を行った、そういうことを伺っています。

つきましては、令和6年度における取組事業の内容、②としてそれぞれの進捗状況、③として、村として今後どのような取組を検討しているかについてお話を伺います。よろしくをお願いします。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(高山悦夫君) はい、村長。

村長(梅澤志洋君) ただいまの星野吉弥議員のご質問についてお答えいたします。

まず、令和5年度の事業を令和6年度へ繰り越した理由についてですが、本村では、物価高騰の影響を受けやすい低所得者世帯への支援をいち早く届けるため、現金ではなく「おぜだっペイポイント」での支給を中心に行ってきました。ポイントの付与であれば現金給付よりも事務が早く、住民の方々にも迅速に支援が届けられるというメリットがあります。

しかし、ポイント付与には実務上の大きな制約があります。それは、「実績報告はポイントの主要実績で行わなければならない」という点です。現金であれば支給した時点で実績になりますが、ポイントの場合は、実際に使っていただかない限り実績と認められませ

ん。ところが、国の補正予算が示される時期が秋頃であるため、村が事業を開始できるのは毎年12月前後になります。その状態で年度末の3月中旬までに7万円や10万円といった高額のポイントを使い切っていただくのは現実的にかなり難しい状況でした。支給したポイントを十分に生活支援として活用していただくためには、使用できる期間を延ばす必要がありました。

そこで、本村としては、翌年度末まで使えるよう使用期限を延長し、そのために令和5年度の予算を令和6年度へ繰り越したという経緯です。これは単に事務的な理由ではなく、「村民の方に確実に支援を使っていただく」ことを最優先にした判断です。

その上で、令和6年度に実施した主な事業をご説明いたします。

まず、令和5年度からの繰越事業として、住民税非課税世帯471世帯へ7万円分のポイントを支給しました。

また、課税状況が変わった世帯を対象に、10万円のポイント支給も行っています。令和5年度に均等割のみ課税だった61世帯、令和6年度に新たに非課税となった56世帯、均等割のみ課税となった83世帯が対象です。

そして、18歳以下の子どもがいる世帯には、1人当たり5万円を現金で支給しました。これは、子ども服や学用品などを購入できる場所が村内加盟店に限られ不便であるため、用途の幅を確保するために現金を選択したものです。

併せて、冬のプレミアムポイント付与キャンペーンを実施しています。村民限定チャージ分では約853万円、アプリチャージ分では約1,991万円を充当し、多くの方にご利用いただきました。これらの事業は住民が自ら判断してチャージする仕組みですので、有効期限に合わせて使用されるため、繰越しは行わず年度内で完結しております。

進捗状況についてですが、令和6年度の事業の中で繰越しを行ったのは「定額減税補給金の不足額給付」の1事業のみです。これは令和6年度に減税しきれなかった方にその不足額を給付するというものですが、対象抽出には令和6年度中の課税情報が必要であり、ほぼ全ての自治体が翌年度実施となる事業です。本村でも令和7年度中に現金で支給を終える予定です。

今後の取り組みとしては、物価高騰が続く中、村民の生活を下支えするため、全村民の「おぜだっペイカード」へ1万円分のポイントを付与することを検討しています。また、冬のチャージキャンペーンについても、昨年同様、最大50%のプレミアム率で実施し、燃料費や食料品などの負担軽減につなげたいと考えています。さらに、村内飲食店の加盟店の活性化のため、「はげ盛×おぜだっペイ」のコラボキャンペーンも計画しております。

村民の皆さんに楽しんでいただきつつ、村内企業全体の経済の回りをよくすることを狙いとしておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、7番。

7番（星野吉弥君） はい、7番。

大変事細かく答弁、ありがとうございます。

国は今回補正予算で1兆8千3億3千万円、うち自治体が自由に使える「重点支援地方交付金」に2兆円、うち4千億4千万円は食料品高騰対策の特別枠、更に子ども1人2万円給付の「子育て応援手当」に4千億4千万円計上するとのこと。

今年の12月8日より、おぜだっペイカード第1次キャンペーン村民限定が始まりますが、令和5年度の第1弾実績では、村民の対象者が4,010名に対し、おぜだっペイのチャージ数は2,922件、人口比72.8%の利用でした。何と1,088人、人口比27.2%の方は経済効果を受けられなかったとも捉えられる数字です。

今回の支援策で国は、お米券や水道料金の減免等も検討されていると伺っています。

そこで、村長に再質問としてお願いをしたいんですけども、この2,922件が令和5年度には受け、1,088名の人口比27.2%の方がチャージしなかった、そういった部分につきましては、チャージしない人が悪いんでなく、村としてチャージできなかったんではないかという推測の下に、何ら支障がないような事業を進められるか、お考えをお願いしたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） まず、「おぜだっペイカードの1万円分のポイント付与」についてです。こちらは、できる限り早く、年内に全村民の皆様へご支援を行き届かせたいということをお最優先に考え、チャージの手間もなく、どなたでも利用できる施策として計画したものです。

一方、「チャージキャンペーン」につきましては、議員ご指摘のとおり、今回も村民の約3割の方が恩恵を受けられないことが見込まれる状況であります。今回のキャンペーンには間に合いませんが、このような方々にもご利用いただけるよう、例えば次のような施策が考えられます。

チャージ期間中に地区へ役場職員を派遣し、チャージ作業の補助を行うこと。おぜだっペイを利用できる店舗の利便性、有用性をさらに高めること。開始時期も含め、周知方法を見直し、より分かりやすく丁寧に周知すること。これらの取り組みについて、次の機会には多角的に検討を進めてまいります。

さらに、今回のチャージキャンペーン終了後は、国の「重点支援地方交付金」や「子育て応援手当」なども活用し、実施可能となった段階で、複数の施策を組み合わせ、展開できるように取り組んでまいりたいと考えております。

まずは、全村民が公平に支援を受けられる機会を確保すること、その上で、本当に支援

を必要とする方々へ確実に行き届く制度とすることを目指し、事業を進めてまいります。議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、7番。

7番（星野吉弥君） 7番。

大変前向きな答弁、ありがとうございました。今後も重点支援地方交付金が村民に有効的に活用できるよう、村当局の工夫、さらに努力をお願いし、次の質問に移ります。

2番として、人工芝グラウンドの造成取組について。

本件については、令和4年6月議会における人工芝グラウンドの提案質問、さらに令和6年12月議会での土出グラウンド完成時期に関する質問と併せて、他地区への造成要望についても取り上げました。こうした広域的な当村の状況を踏まえ、今後、他地区へのグラウンド造成を3期目の取組として検討していくか伺います。よろしく申し上げます。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

土出人工芝グラウンド整備後は、体協サッカー部や少年サッカー教室に加え、グラウンドゴルフ協会による大会・練習など、多くの方にご利用いただいております。

人工芝グラウンドは、片品村においても、村民や各スポーツ団体の健康増進や地域の交流の場所として、生涯教育振興のため、重要な施設であると認識しております。また、観光施策の観点からも、人工芝グラウンドの整備により、スポーツ合宿や交流イベントの受け入れ体制が強化され、村外からの来訪者を呼び込む新たな要素としても期待されます。

特に片品村は豊かな自然環境、多くの宿泊施設、涼しい気候といった合宿地としての強みを備えております。こうした中で人工芝グラウンドは、各種スポーツ団体の合宿・大会誘致に向けた重要な受け入れ基盤となり、観光振興や地域経済の活性化に寄与するものと考えており、宿泊施設誘客のためにも重要な施設であると認識しております。

人工芝グラウンドの整備によって、夏季合宿の本格的誘致、春や秋などの合宿のシーズンオフにおける誘客による年間を通じた来訪者の創出及び誘客の平準化、大型スポーツ大会・イベントの積極開催、長期滞在型観光の創出など、従来の観光とは異なる新たな市場を開拓できる状況が期待されます。

特に本村の観光は、スキーや尾瀬といった特定シーズンに来訪者が集中する傾向があり

ますが、人工芝グラウンドは、この観光課題を根本的に打開し得る重要な施設であります。合宿需要は夏季を中心に安定しており、宿泊・飲食・買い物など村内経済への波及効果は極めて大きく、観光産業と地域経済を支える新たな柱として大きな役割を果たすものと認識しております。

ご存じのとおり村では現在、鎌田エリア一帯再整備に向け、若者世代のＵターン、定住を想定した村営住宅、老朽化の進む役場庁舎、将来的な道の駅の拡張整備案や小・中学校の統合構想等、鎌田エリア全体の将来構想計画を進めているところです。今後これらの計画をいち早く取り掛かることが出来るように、現在、村の最重要施策として準備を進めているところでございます。この計画には多額の費用を要するため、他の施設整備には計画的かつ慎重に進める必要があります。

しかしながら、先ほど述べたとおり、人工芝グラウンドの造成は「生涯スポーツの振興」だけでなく、村の観光振興・地域経済の下支えを担う施設と位置づけられておることから、国・県補助金の積極的な活用、整備候補地の調査、維持管理コストの低減策の検討、旅行会社・関係団体との連携強化などを進めながら、村全体の観光戦略の中で拠点整備の可能性を前向きに検討してまいりたいと考えております。

今後とも議員各位のご協力をお願い申し上げ、星野吉弥議員への答弁といたします。

7番（星野吉弥君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、7番。

7番（星野吉弥君） はい、7番。

大変ありがとうございました。

鎌田エリア一帯再整備の将来構想は、大変重要な案件と認識しています。しかし、将来人口、財政予算の推移等各推則も重要であり、必要と考えます。それらを勘案し、建物規模もおごり過ぎることなく進めていければと考えます。

本質問の趣旨は、その経済に携わる業種の活性化を支援する意味合いも込めています。衰退する前に希望を与えることも重要と思います。村の持続的観光振興、地域経済の下支えのためにも継続的な検討、努力をお願いし質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山悦夫君） 次に、10番 萩原正信君。

10番（萩原正信君） はい、10番。

議長（高山悦夫君） はい、10番。
(10番 萩原正信君登壇)

10番（萩原正信君） 皆さん、おはようございます。

まず、冒頭に、先ほど星野吉弥議員からもありましたが、先月3期目に就任されました梅澤村長、誠におめでとうございます。多忙な日々を過ごしているようですが、体には十分注意していただき、これからの4年間、村政運営に頑張っていただければと思います。

久々の一般質問となりますが、空き家対策及び議員報酬についての以上2件について、通告に基づき質問席に移り、一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

（10番 萩原正信君 質問席に移動）

議長（高山悦夫君） 村長、梅澤志洋君、答弁席へお願いします。

（村長 答弁席に着席）

10番（萩原正信君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、10番。

10番（萩原正信君） 10番。

それでは、最初の質問をさせていただきます。空き家解体補助金交付要綱制定についての質問をさせていただきます。

近年、村内各地区に適切な管理が行われていない多くの空き家があり、防災、衛生、景観等で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。戸倉地区だけでも10軒近くの空き家があります。現に鳥獣の住処となっているところもあります。

これらの空き家を速やかに解体してもらうためにも、空き家解体補助金交付要綱を制定し、解体が進むことを願うものであります。近隣市町村の沼田市、みなかみ町、昭和村でもこのような補助金制度を行っています。片品村でも解体補助金制度を設けていただくようお願いいたします。よろしく申し上げます。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

ただいまの質問についてお答えいたします。

片品村でも近年空き家が増加しており、良好な住生活及び景観や安全性に悪影響を及ぼす可能性があります。放置された空き家は、風雪害や火災、倒壊及び鳥獣の住処になるなどのリスクを高め、近隣住民の不安を招くことも想定されます。また、空き家の適正な管理が進まない場合、老朽化や不法投棄、さらには治安の悪化にもつながりかねません。そのため、空き家の解体を進めるには、村の安全と住民の生活環境の向上に直結する重要な

課題であると考えております。

さて、空き家の解体を支援する補助金制度は、空き家の所有者が解体を行いやすくするための支援として、一般住宅や併用住宅などの解体費用の一部を補助する制度で、近隣の自治体でも導入している事例があります。それらの事例を参考にしながら、空き家の解体促進に向けた補助金制度を導入することが空き家所有者が解体を決断しやすい環境を整えるためにも大変効果的であるため、村として地域の実情に応じた内容を検討していきながら、空き家問題に対応するための補助金制度の導入について、今後、制度整備を進めてまいりたいと考えております。

空き家問題は、片品村にとっても避けては通れない重要な課題です。空き家解体補助金制度の導入は、地域の安全を守り、景観を整え、さらには村の発展に寄与するための一つの大きな手段であると考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

10番（萩原正信君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、10番。

10番（萩原正信君） 前向きな回答、ありがとうございます。できるだけ早期の制定をお願いしたいと思います。

国、群馬県でも、空き家対策総合支援事業として、空き家の管理、活用、除却に関する様々な支援策を実施しているようですので、それらを利用して環境整備が進むことを願うものであります。

それでは、次の質問に移ります。片品村議会議員の報酬についてですが、片品村特別職報酬等審議会の開催を求めるものであります。

これについては、令和5年12月18日付け片品村特別職報酬等審議会の答申では、議会側から議員定数削減に向けた方針が出され、「今後見込まれる議員数を以って、必要に応じて審議会を開催すべきと答申いたします」と答申をいただき、片品村議会は、令和6年第2回定例会（令和6年6月14日）において議員定数を次の選挙から「9人」に改正しました。答申にありますように、審議会の開催を求めるものであります。よろしく願いしたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） ただいまの質問についてお答えいたします。

前回の「特別職報酬等審議会」につきましては、令和5年に開催され、「片品村常勤特

別職」の給与の額について、低い水準にあるため引き上げることが望ましいとの答申をいただきました。答申を受け、近隣町村の状況なども検討し、答申より低い額にて議会の議決をいただきました。

その答申において、「片品村議会議員」の報酬については、議会側から議員定数に向けた方針が出され、今後見込まれる議員数をもって、必要に応じ審議会をすべきと答申されています。議会において十分に検討を重ねていただき、議会議員定数削減が決まりましたので、議会議員の報酬について検討が必要であり、「特別職報酬等審議会」を開催したいと考えております。審議会の開催につきましては、これから検討して参りたいと思います。議員各位の更なるご理解とご指導をお願い申し上げ、萩原正信議員への答弁とさせていただきます。

10番（萩原正信君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、10番。

10番（萩原正信君） 特別職報酬等審議会を開催いただけるということであり、ありがとうございます。

昨年11月に行われた第68回町村議会議長全国大会では、議員の成り手不足対策、それと低額な議員報酬の改善、厚生年金への地方議会議員の加入について、これについては、旧地方議会議員年金制度では昭和37年（1962年）に発足して、平成23年（2011年）まで議員年金制度がありました。約半世紀、49年続いておりました。地方議会の年金制度は廃止されまして、それに見合う厚生年金への加入を国に要望いたしました。

また、群馬県町村議長会でも昨年11月に国に要望したものに併せて、審議会委員の選任や議会側も意見陳述できる機会を設けることを群馬県町村議長会長に要請したところがあります。

片品村議会の環境整備がなされ、次世代の多くの方が議員として出馬してくれることを願い、私の一般質問を終わりとしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（高山悦夫君） 次に、2番 小柳紀一議員。

2番（小柳紀一君） はい、2番。

議長（高山悦夫君） はい、2番。

（2番 小柳紀一君登壇）

2番（小柳紀一君） 2番、小柳紀一です。

先ほど、前の方がおっしゃいましたが、今後4年間、村長には体にくれぐれも気をつけ

て、住民目線ということなんで、本当によろしく申し上げます。

今日は片品村の生活環境と申しますか、最近話題になっております熊の出没に関することで2点ほど伺いたいと思われましたので、よろしく申し上げます。

(2番 小柳紀一君 質問席に移動)

議長(高山悦夫君) 村長、答弁席へお願いします。

(村長 答弁席に着席)

2番(小柳紀一君) 議長。

議長(高山悦夫君) はい、2番。

2番(小柳紀一君) 村長に熊に関して2点ほど伺いたいんですが、一番先に村内に出没する熊の状況と対策について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

村長(梅澤志洋君) はい、議長。

議長(高山悦夫君) はい、村長。

村長(梅澤志洋君) ただいまの質問についてお答えいたします。

議員のご質問のとおり、片品村に限らず熊の出没、被害については、全国的に報道等で示されているとおりでございます。個体数の増加はもとより、森林内の木の実の凶作、柿、栗及び、農作物の残渣の放置等が原因とされています。

片品村においては、本年度、現在までの人身被害は4月の戸倉地区での1件のみであります。しかしながら、農作物被害及び施設破壊被害は深刻な問題となっております。主にトウモロコシ、トマト、リンゴ等でございますが、特にリンゴについては、実だけに限らず枝割り被害が発生している状況であります。

村の対応としては、有害鳥獣村内巡視追い払いを3名に委託しているほか、箱わな等を利用する農林業被害防止捕獲は県知事の許可、また、人身被害の可能性がある場合は村長の許可とし、捕獲のための設置をお願いしている状況であります。

本年4月からの熊の捕獲頭数でございますが、村内全頭数が87頭で内訳といたしまして、1区が26頭、2区が3頭、3区が15頭、4区10頭、5区が15頭、6区が9頭、7区が8頭、8区が1頭であり、昨年全頭数45頭及び一昨年の48頭を大きく上回っている状況であります。

今後の熊対策の方針についてですが、有害鳥獣出没対応マニュアルの策定に向けて、熊以外にも対応ができるように体制整備やフロー図の作成など明確化に向けて整備を進めております。また、緊急銃猟においてもマニュアルに明記し、今後実施ができるように片品

村猟友会員や警察と連携を深め、熊出没情報や注意喚起について情報を整理し、迅速にSNS等で発信できるようシステムの構築を行う予定でございます。

2番（小柳紀一君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、2番。

2番（小柳紀一君） ありがとうございました。

熊とか鹿、猿、イノシシ、意外と被害の大きいのはカモシカなんですけれども、トウモロコシやトマト、リンゴ等、いろんな作物が荒らされるわけなんですけれども、特に果木の枝割り被害というのは多年に及びますので、生産者が心を込めて育てている木を傷められるわけですから、見た目以上に深刻だと思います。野生動物は実だけじゃなくて木の皮を食べたり、芽だったり小枝も食べますので、小さい動物ウサギまでもが雪のあるときは巨木とかを食べているようなんです。有害鳥獣対策も大変でしょうけれども、よろしくお願ひします。

次に、もう一点ですけれども、猟友会のメンバーが高齢化してきましたので、担い手不足によって国でも「公務員ハンター制度」というのはどうかということを行っているんですけれども、片品村は公務員としてハンターというか、そういう仕事に携わる人を採用する予定があるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

公務員ハンターの導入については、現在役場職員の銃所持及び狩猟免許所有者は2名おり、うち1名は管理職であります。2名の職員については、「片品村有害鳥獣捕獲実施隊員」であるため、緊急時等の出動要請は、他の「片品村猟友会員」と同様に、必要に応じて招集しております。そのため、現在までは公務として捕獲への参加はありません。

今後、国県及び近隣市町村の動向を踏まえ、活動導入に向け、興味を持つ職員に対して銃所持及び狩猟免許取得に村として支援を予定しております。その際には、「片品村猟友会」及び「片品村有害鳥獣実施隊」への加入は必須とし、片品村内の有害鳥獣駆除に参加していただく予定でございます。

今後、ベテラン猟友会員が引退し会員数の減少傾向が課題となりますが、山々に囲まれた片品村を有害鳥獣から守っていくには、猟友会員の協力無くしては不可能であります。職員の積極的な参加を後押ししていきたいと考えます。

議員各位の更なるご理解とご指導をお願い申し上げ、小柳紀一議員への答弁とさせていただきます。

たきます。

2番（小柳紀一君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、2番。

2番（小柳紀一君） ありがとうございます。

最近の野生動物は、以前と違って人を恐れなくなっているようです。年配者の中には、熊が出るから危ないから外へ出るのをやめようかと、散歩に行くのをやめようかと、うちに引き籠もるといふか、そういうこともあるように聞いています。これからも安全・安心に外に出られるように、これ以上外に出ないと健康被害に関係するので、生活環境が安心・安全な村をぜひ維持していただけたらありがたいと思います。

それから、来年に向けてですけれども、片品村は尾瀬、武尊、丸沼を含めて有害野生動物は万全ですと。中には、山の中に子どもたちをやるのは危険だから合宿はやめようなんていうことが起こらないように、ぜひまた大変でしょうけれども、頑張っていたきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。

議長（高山悦夫君） 以上で一般質問を終わります。

日程第6 議案第51号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第6、議案第51号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 議案第51号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、体育施設の使用料について一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、体育施設に加え附属設備及び備品消耗品の使用料について規定する

ものがございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第51号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（高山悦夫君） 日程第7、議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体がある「太田市外三町広域清掃組合」の名称が、令和8年4月1日から「太田市外三町清掃斎場組合」に変更されるため、また、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づく「災害弔慰金の支給等に関する事務」の群馬県市町村総合事務組合における共同処理を令和8年3月31日をもって取り止めるため、群馬県市町村総合事務組合の規約変更が必要となり、議決をお願いするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第53号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務

に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

議長（高山悦夫君） 日程第8、議案第53号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 議案第53号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理を令和8年3月31日をもって取り止める事に伴う財産処分について議決をお願いするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第53号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長(高山悦夫君) 日程第9、議案第54号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(高山悦夫君) はい、村長。

村長(梅澤志洋君) 議案第54号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

令和8年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体である「太田市外三町広域清掃組合」の名称が「太田市外三町清掃斎場組合」に変更されるため、また、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に「みどり市」が加入するため、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更が必要となり、議決をお願いするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(高山悦夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(発言する者なし)

議長(高山悦夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(発言する者なし)

議長(高山悦夫君) これで討論を終わります。
これから、議案第54号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第54号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第55号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について

議長(高山悦夫君) 日程第10、案第55号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。
(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(高山悦夫君) はい、村長。

村長(梅澤志洋君) 議案第55号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について、提案の説明を申し上げます。
今回の協定は、令和2年に締結いたしました利根沼田地域定住自立圏形成協定の「生活機能の強化に係る政策分野」における「産業振興」の項目について、「地域内雇用の推進」に向けた取り組みを加えること、及び「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」における「人材の育成」の項目について、「圏域内自治体職員の交流・合同研修」における内容を改めるため、本協定の一部変更につきまして議決をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第55号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第56号 令和7年度片品村一般会計補正予算（第4号）について

議案第57号 令和7年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

議案第58号 令和7年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて

議案第59号 令和7年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号）

について

議長（高山悦夫君） 日程第11、議案第56号 令和7年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第14、議案第59号 令和7年度片品村後期高齢者医療

特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 議案第56号から議案第59号までの令和7年度一般会計及び各特別会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第56号 令和7年度片品村一般会計補正予算（第4号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,396万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億99万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、財産収入等の増額及び基金繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、衛生費、教育費等の増額であります。

内容につきましては、物価高対策として生活支援対策事業が主なものとなります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第57号 令和7年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億602万4,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、財産収入及び繰入金の増額であります。

歳出につきましては、総務費、保険給付費及び基金積立金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第58号 令和7年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億709万4,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金、財産収入及び繰入金の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び基金積立金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお
願い申し上げます。

議案第59号 令和7年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、
提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ7,998万7,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰入金が増額であります。

歳出につきましては、総務費が増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお
願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 議案第56号から議案第59号までの質疑以降については、後日の
本会議において審議します。

議長（高山悦夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

午前11時24分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 高 山 悦 夫

片品村議会議員 萩 原 和 典

片品村議会議員 狩 野 孝 夫